



「執行停止のたたかい報告会」で挨拶する今西さん

## 現代の税の三 たたかい 44

### 18年間、消費税の「仕入税額控除否認」とのたたかい

京都・山科

「消費税の仕入税額控除否認とたたかい、今年7月に納税の執行停止が実現できた事を報告します」京都の今西和政さん（土木業）は、消費税をなくす全国の会第30回総会で胸を張って発言しました。自営業者

にとつて消費税納税で仕入れにかかった消費税を控除する仕組は当然で、事業継続の死活問題です。

消費税法30条7項は、仕入税額控除を認める要件として「帳簿及び請求書等」の「保存」を定めています。税務当局は、都合のいい調査をするため、違法調査を監視する納税者側の立ち会いを拒否してきました。

#### 仕入れ・経費の消費税を認めず 消費税などの追徴課税

01年、東山税務署員が今西和政さんに対し事前通知もなく税務調査を開始。今西さんは「帳簿及び請求書等」を準備していましたが、立会人の存在を理由に調査を終結。税務署は02年に、仕入税額控除否認（仕入れにかかる消費税額を認めない）と青色申告の取消し、3千万円余（所得税と消費税）の追徴（更生処分）

を通知してきました。04年、更正処分取り消しの裁判に立ち上がります。この間の判決例は消費税法に明記される「保存」の文言を「提示」に読み替え、税務調査で署員いいなりの「提示がない」とは「保存がない」

こととして消費税仕入税額控除否認を追認していました。裁判を続ける中で07年の大阪高裁判決では、今西さんの帳簿書類の「保存」と「提示」を認める、画期的な判決まで進展しました。しかし08年の最高裁は、重要な争点に向き合わず上告棄却（敗訴）の決定でした。

#### 2743万円の国税、執行停止に

裁判が終わっても、大阪国税局などへ「財産の差押えはしないこと」などを要請、必死の闘いは続きました。そして15年に、納税・換価の猶予（分割払い・利息減）を勝ち取ります。しかし本税・延滞税が莫大な金額で、簡単なことではありません。長く苦しい交渉が続きました。

その努力は19年7月滞納処分の「執行停止」と実りました。執行停止は本税及び延滞税全額（2743

万円余）です。執行停止が3年間継続すれば納税義務そのものが完全に消滅します。（国税徴収法153条―生活がひっぱくしている時、財産がない時、停止できる）

#### 仲間がいたから頑張れた

裁判を担当した岩佐英夫弁護士は、「もともとの仕入税額控除否認の課税処分が誤っていたことを実質的に認めさせたもので、まさに国税局相手の歴史的な勝利というべきでしょう（京都民報）」と述べます。

今西さんは「私のたたかいは18年かかりましたが、教訓は一つ一つの組織の力は小さいけれど、その力を全国から集め、困っている人たちに励ますことができる組織が身近にあったからです。10月の消費税の増税で複数税率による業者への経理実務の押しつけは配慮を欠いています。そしてインボイスの問題等も危険です。そんな勝手な税制、消費税は必要ありません。10%消費税を撤回させ、5%へ減税の運動を広げましょう」と訴えます。

京都の会 藤田洋